

# SPC JINJIKEN NEWS

## 政府の障害者採用により民間では未達も (4月24日)



中央省庁の障害者雇用数水増し問題後、民間企業を辞めて公務員になった人が337人いることが明らかになった。水増し問題を受け政府が新たに採用した障害者数は2,755.5人の1割強となる。障害者数の内訳は、常勤764人、非常勤1,991.5人となっている。国の大量採用により、法定雇用率未達になる民間企業が出てくる可能性が指摘されているため、厚生労働省は、年内については適正実施勧告、特別指導、企業名公表などを見送る方針。

## 2018年度の有効求人倍率は1.62倍、完全失業率は2.4% (4月26日)

厚生労働省が発表した2018年度の有効求人倍率は1.62倍(前年比0.08ポイント増)と9年連続で上昇し、1973年度の1.74倍に次ぐ2番目の高さだったことがわかった。また、総務省が発表した2018年度の完全失業率は2.4%(前年比0.3ポイント減)で9年連続で改善、1992年度(2.2%)以来の低水準だった。

## パワハラ対策法案が衆議院通過 (4月26日)

企業に職場のパワーハラスメント防止を義務付ける労働施策総合推進法等の改正法案が、25日の衆議院本会議で可決された。改正案では、パワハラを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動」などと明記するとともに、相談窓口の設置や、パワハラをした社員の処分内容を就業規則に設けることなどを企

業に義務付ける。2020年4月にも施行される見込み。

## 2,802事業所で違法残業 (4月26日)

厚生労働省の発表によると、昨年11月に実施した過重労働が疑われる事業所に対する監督指導において、対象となった8,494事業所のうち2,802事業所(33%)で違法残業が確認され、是正勧告されたことが明らかになった。月100時間超の時間外労働は868カ所(うち34カ所で月200時間超)、賃金未払いは463カ所、従業員の健康障害防止措置未実施は948カ所あった。

## 「妊婦へのケア」中小企業の3割が対応せず(4月27日)

厚生労働省の調査で、中小企業の27.4%が、心身の不調を抱える妊婦に対して重い荷物を扱う作業を制限する、労働時間を短くする等の配慮を行っていないことがわかった。一方で、妊婦側も半数が会社に不調を伝えておらず、対応を求めにくい状況も浮き彫りとなった。同省は、今後中小企業に対し妊婦が安心して働けるよう制度の周知を図る方針。

## 幼保無償化法成立 (5月11日)

10月から幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が可決、成立した。無償化の対象は、すべての3～5歳児と、住民税非課税世帯の0～2歳児、計300万人。認可保育園や認定こども園などの利用料は全額無料となり、認可外保育施設やベビーシッター利用には上限の範囲内で補助される。

### 賃金改定状況調査でも不適切調査（5月15日）

厚生労働省は、最低賃金を更新する際に参考資料となる「賃金改定状況調査」でも調査手法に誤りがあったと公表した。抽出調査のデータを本来の数値に近づける補正をしていなかったほか、調査対象を超える数の事業所に調査票を送付していた。調査結果への影響は軽微だったとしている。

### マイナンバーカードで医療費控除手続きを簡素化（5月15日）

マイナンバーカードの活用により、確定申告における医療費控除の手続きが、2021年から簡素化される見通し。健康保険法等の改正に基づき、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会、マイナポータル、国税庁のシステムを連携させ、申告書作成を自動化させる。

### 70歳まで雇用を努力義務化の方針、改正高年齢法で（5月16日）

政府は、希望する高齢者が70歳まで働けるようにする、高年齢者雇用安定法改正案の骨格を発表した。65～70歳について、「定年廃止」「70歳までの定年延長」「70歳までの継続雇用」「他企業への再就職支援」「フリーランス契約への移行」「起業支援」「社会貢献活動参加への資金提供」の選択肢により就業機会を確保するよう、企業に努力義務を課す方針。

### 扶養家族は国内居住者のみ、改正健康保険法成立で（5月16日）

健康保険が適用される扶養家族について、国内居住者に限ることを原則とする改正健康保険法が可決、成立した。外国人労働者受け入れの対応として、要件を厳格化。厚生年金に加入する従業員の配偶者についても、受給資格要件に一定期間内の国内居住を加えた。

### 年金受給開始年齢の選択範囲拡大（5月18日）

政府は、高齢者になるべく長く働き続ける環境を整備するため、年金の受給開始年齢の選択の幅を広げる方針を固めた。原則65歳受給開始年齢は引き上げず、受給開始年齢を60～70歳の間で選べる仕組みを変え、70歳超に広げる。来年の通常国会に関連法を提出する方針。

### 外国人の労災事故が最多に（5月18日）

厚生労働省の調査で、2018年に労災事故により死傷した外国人労働者が2,874人と、7年連続で増加し、過去最多となったことがわかった。このうち、784人（27.5%）は技能実習生だった。同省はイラストを多用した多言語対応の安全教材を作成するとしている。日本人を含む労働者全体での労災死傷者数は12万7,329人（前年比5.7%増）で、死亡者数は過去最少となったものの、第3次産業での死傷者の増加が目立っている。

### 「最低賃金1,000円」早期実現を目指し骨太方針に（5月22日）

政府は、最低賃金の水準を全国平均で1,000円に引き上げる目標を、6月にまとめる経済財政運営の基本方針（骨太方針）に盛り込む方針（現在の全国平均は時給874円）。人件費の負担が経営を圧迫しないよう中小零細事業者への対策も打ち出すとしている。

### 「就職氷河期世代」への支援拡大（5月24日）

1993年～2004年頃に高校や大学を卒業し、不況期で就職できなかつたり、仕事に就いても非正規のままだったりする世代に向けて、政府が支援を強化する。具体的には、専門相談員を置いて求職者の就職相談にのったり、社会人の学び直しを整理したり、この世代を雇用した企業への助成金を拡充したりする。6月にまとめる経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）に盛り込まれる予定。



## トピックス●「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

### 平成30年度は約7割で法令違反

厚生労働省から、「平成30年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果」が公表されました。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の使い捨てが疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる8,494事業場に対して集中的に実施されたものです（平成30年11月に実施）。

そのポイントを確認しておきましょう。

#### ————「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果のポイント〔平成30年度〕————

- ① 監督指導の実施事業場：8,494事業場  
このうち、5,714事業場（全体の67.3%）で労働基準関係法令違反あり
- ② 主な違反内容〔①のうち、是正勧告書を交付した事業場〕
  - ・違法な時間外労働があったもの：2,802事業場（全体の33.0%）
  - ・賃金不払残業があったもの：463事業場（全体の5.5%）
  - ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：948事業場（全体の11.2%）
- ③ 主な健康障害防止に係る指導の状況〔①のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕
  - ・過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：4,932事業場（全体の58.1%）  
このうち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよう指導したもの：2,216事業場（上記の事業場のうち44.9%。全体では26%）
  - ・労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：1,362事業場（全体の16.0%）

#### <監督指導事例>

##### 機械器具製造業

- 1 労働者4名について、36協定で定める上限時間（月45時間）を超えて、月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月195時間30分）が認められたことから、指導を実施した。
- 2 常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、安全管理者、衛生管理者、産業医を選任しておらず、安全委員会及び衛生委員会を設けていなかったことから、指導を実施した。
- 3 ストレスチェックを実施していなかったことから、指導を実施した。

☆ 上記で紹介した監督指導事例は極端な例かもしれませんが、「時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよう指導した」という事例が数多く紹介されています。

月80時間を超える時間外・休日労働が常態化している場合、過労死のリスクが高くなり、また、大企業においては、改正労働基準法による時間外労働の上限規制に抵触するおそれもあります。そのような働き方をしている社員がいれば、早急に改善する必要があるでしょう。そして、最終的には、限度時間（1か月については45時間、年間36時間）以内までもっていけると安心ですね。

## トピックス●届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いを変更

### (日本年金機構)

日本年金機構から、本年（2019年）4月の末頃に、「【事業主の皆様へ】届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いの変更について」というお知らせがありました。

その内容を紹介します。

#### -----届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いの変更-----

##### ●遡及した届出等における添付書類の廃止

次の表の①～④に該当する場合に、届出の事実関係を確認する書類として添付を求めていた「賃金台帳の写し及び出勤簿の写し」（被保険者が法人の役員である場合は、取締役会の議事録等）の確認書類について、今後は、事業所調査実施時に確認を行うため、届出時の添付が不要とされました。

<確認書類の添付が不要となる対象届書及びケース>

	届書名称	添付を求めていたケース
①	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	資格取得年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
②	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届	資格喪失年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
③	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	改定年月の初日（1日）が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
④	厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届	改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から5等級以上引き下がる場合

※上記の届書の該当ケース以外は、引き続き届出時の確認書類の添付が必要。

##### ●被保険者本人の署名・押印等の省略

次の表の①～④の届書等における被保険者本人の署名（または押印）について、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に、「届出意思確認済み」と記載した場合は、被保険者本人の署名または押印を省略することが可能とされました。（注）

また、電子申請及び電子媒体による届出においては、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に「届出意思確認済み」と記載した場合、委任状を省略することが可能とされました。

（注）被保険者本人の署名（または押印）が省略となった場合でも、届書等の氏名欄の記入は必要。届出の際は、住民票に登録されている氏名を記入した上で、提出する必要がある。

<本人署名・押印等の省略対象の届書等>

	届書名称
①	健康保険被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届
②	年金手帳再交付申請書
③	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届（申出の場合）
④	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届（終了の場合）

※上記の届書以外は、届出時に引き続き申請者本人の署名・押印等が必要。

☆これは、「行政手続コスト」削減を目指して実施されたものです。今後も、このような簡略化が次々と行われるかもしれませんね。